

アレルギー物質を含む食品の表示について

1 現行の表示制度

(1) 義務付けの対象

特定のアレルギー体質をもつ方の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康障害等の程度、頻度を考慮し、容器包装された加工食品・食品添加物へ表示を義務付けるもの等を規定

(2) 表示が必要な原材料

表示を義務化する特定原材料と、通知で表示を奨励する特定原材料に準ずるものの、2つに分類している。

規 定	特定原材料等の名称	理 由	表示の義務
省 令	卵、乳、小麦	発症件数が多い	表示義務
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの(症状が重篤な割合が多いもの等)	
通 知	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの	表示を奨励 (任意表示)

2 食物アレルギーの実態

厚生労働科学研究費「食物アレルギーの実態及び誘発物質の解明における研究」主任研究者：海老沢 元宏（平成12年度から14年度）

研究結果

総 数

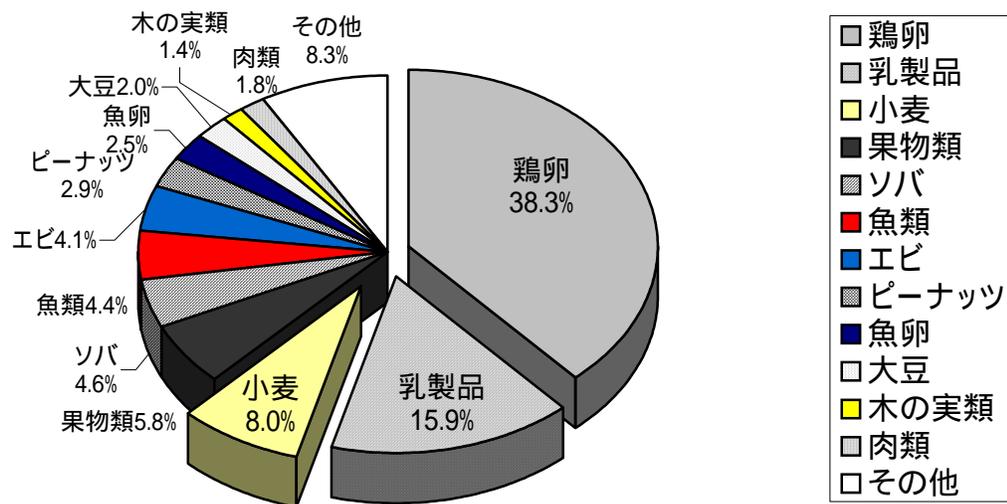
食物アレルギーと診断された症例は、平成13・14年度の2年間で

合計 3,840 例

年齢別分布

0歳	32.8% (1,259例)
1歳	18.0% (690例)
6歳まで	77.7% (2,983例)

原因抗原別



原因抗原(上位5品目)								
鶏卵	38.3%	(1,471例)	乳製品	15.9%	(610例)	小麦	8.0%	(309例)
果物類	5.8%	(223例)	ソバ	4.6%	(178例)			

3 課題(問題点)

(1) 表示対象品目の範囲と義務表示・奨励表示の取扱い

現状：

- ・ 5品目については義務表示。
- ・ 19品目については奨励表示。

問題点：

- ・ 義務表示・奨励表示という2つの制度があることは適当か。
- ・ 義務表示対象品目の範囲は適当か。

- ・ 奨励表示対象品目の範囲は適切か。

(2) コンタミネーションの取扱い

(コンタミネーションとは、食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合をいう)

現状： 現行の制度では原材料にのみ表示義務があり、コンタミネーションについては表示義務がなく、注意喚起表示(任意表示)等で対応している。

問題点：

- ・ 表示を義務付けるべきか。食品にアレルギー物質が混入しているか否か、事業者は把握できるか(実現可能性?)
- ・ 注意喚起表示の内容は適切か。
- ・ 可能性表示(～入っている可能性がある)は現在記載していないが、見直す必要はあるか。

(3) 特定原材料等の文字の色・大きさ

現状： 特定原材料等以外の表示と同じ文字の色や大きさを表示を行っている。

問題点：

- ・ アレルギー患者にとって、特定原材料等の表示は分かりづらいため目立つように強調(文字の色や大きさ)できないか。
- ・ 表示の中でアレルギー表示を強調することは適切か。
(原材料表示についてはJAS法で規定)